

第5回食の安全・安心懇談会議事録

- 1 開催日時 平成17年8月11日(木)午前9時30分～正午
- 2 開催場所 新潟市新光町4番地1 新潟県自治会館 本館303会議室
- 3 出席者 別紙の名簿のとおり
3名の委員が所用により欠席。
- 4 懇談テーマ
 - (1) 「新潟県食品安全条例(仮称)」骨子案について
 - (2) 平成16年度アクションプランの実施状況と評価

5 懇談会の内容

食品安全基本方針推進に関する庁内連絡会議議長を務める関川生活衛生課長補佐の司会により進行が行われた。

【福祉保健部長 丸山部長 あいさつ】

おはようございます。福祉保健部長の丸山でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は今年で2回目の開催ということでございまして、最初から数えると第5回目ということでございます。今日は14名の委員の方々に参加していただきました。前回同様、活潑なご議論、意見交換をお願いしたいと思います。

本日用意いたしましたテーマとしては2つございまして、1つは「新潟県食品安全条例(仮称)骨子案」についてと、もう1つは「平成16年度アクションプランの実施状況と評価」について意見交換をしていただくことになっております。

まず、最初に申し上げた「新潟県食品安全条例(仮称)骨子案」についてでございますけれども、これまでこの食の安全・安心懇談会において、私どもの方から条例骨子案の検討素材(案)という形で出させていただきました。それにつきまして色々ご議論いただきましたものをベースにして、その後、電子会議室や、食品業界等の関係者の意見交換会でありますとか、皆さんからもご同行いただきました県民意見交換会などを経て、条例骨子案の検討素材(案)について色々ご議論いただいたわけでございます。そうしたものがようやくまとまりまして、骨子案という形で、本日、委員の皆様方にご提供し、ご議論していただこうと考えております。

前回の懇談会以降、色々なご議論がございましたけれども、特に変更になった箇所・付け加えられた箇所といたしまして、これは電子会議室や県議会の中で色々ご議論があったことを踏まえまして、遺伝子組換作物について対応をしていこうという方向での判断を取らせていただいたということでございます。従いまして、そうしたことも含め、全体の

中身はどうかということでご議論いただければということでご考えております。

今回の条例骨子案全体を通した中身としては、基本理念でありますとか、県及び食品関連事業者の責務、それに県民の役割を明確にするとともに、食料供給県としての特色も活かして食の安全・安心に関する施策を規定した中身としたところがございます。本日はそういった件につきまして、規定項目でありますとか、その内容について自由にご議論いただきまして、条例についての最終的な案としていきたいと考えております。

条例につきましても大詰めを迎えておりまして、今回提示いたします案について、8月9日から今月の30日までの間ということではありますが、県民の方々からも広くご意見をちょうだいするというので、パブリックコメントを現在すでに始めたところがございます。そうしたご意見と本日のご議論を踏まえて、最終的に調整いたしまして、条例案として9月県議会に提出したいと考えておるところでございます。

また、前回の5月31日のご議論でもありましたけれども、条例の名前については、なかなか今の段階ではさらに詰める必要があるだろうということで、今回は「新潟県食品安全条例(仮称)」という形でご議論させていただきますけれども、今日その件についても活発にご議論いただければありがたいと思っております。

本日は予定されている時間は短いわけですが、たくさんご議論いただいて条例案に活かしていきたいと思っておりますので、ご指示のほどをよろしくお願いいたします。

この後、司会が、「食品安全基本方針推進に関する庁内連絡会議」、及び、今回の懇談会の進め方の2点について説明を行った。また、第2回～第4回の懇談会で座長を務めた楠原委員へ、引き続き座長を務めてもらい、テーマに沿って懇談を開始してもらった。

テーマ1：「新潟県食品安全条例（仮称）」骨子案について

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

庁内連絡会議事務局を担当しております福祉保健部生活衛生課食品衛生係の山下から説明させていただきます。

これから説明させていただく現時点では、まだ仮称でございますが、「新潟県食品安全条例(仮称)骨子案」につきまして、お手元の資料1の1ページ目をご覧ください。

冒頭の、条例制定の趣旨につきましては、先回の当懇談会で既に説明させていただいておりますので、ここでは省略させていただきます。

最初に、この骨子案の構成について説明させていただきます。資料1枚めくっていただきまして、資料の2ページ目及びA3版で真ん中から折られております3ページ目をお開き願います。

この骨子案は全部で4章と附則から構成されております。

第1章の「総則」といたしましては、資料の2ページ「新潟県食品安全条例(仮称)骨子案概要」で申しますと、最上段の「目的」及び「基本理念」と左側の囲み枠で示されております「県の責務」から「推進体制の整備」まで項目数では8項目。

また、この目的及び基本理念を実現する施策として、中央の囲み枠で示されております、

第2章「基本的施策」として12項目及び、第3章「農薬等の使用」として3項目、そして、右側囲み枠で示されております第4章「附属機関の設置」と末尾の「附則」から構成されております。

それでは、資料3ページの骨子案の内容について各項目毎に順を追って、要点を説明させていただきます。

最初に第1章「目的」でございますが、県民の健康の保護、及び、安全で安心な食生活の享受、並びに、安全で安心な食品を提供する新潟県を築くことの3点を規定しております。

次に、「定義」でございますが、用語の定義といたしまして、最初に「食の安全・安心」、次に「食品」、次に「食品関連事業者」、そして「生産者」の4つを定義しております。ちなみに「食の安全・安心」とは、食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保することをいう、と定義いたしました。

次に、「基本理念」でございますが、食の安全・安心に関する施策は、県民の健康を保護することが最も重要であるという認識のもと、積極的な情報公開及び関係者の相互理解と協力並びに科学的な知見に基づき行わなければならないこと。また、食料供給県として、安全安心に配慮した農林水産物の生産及び加工食品の製造等、並びに環境に与える影響への配慮等を規定しております。

次に、「県の責務」でございますが、食の安全・安心に関する施策の総合的・計画的実施、食品関連事業者の向上的取組に対する支援、施策の推進にあたり国、他の都道府県、市町村との緊密な連携等を規定しております。

次に、「食品関連事業者の責務」でございますが、食品の安全性の確保、食品等に関する情報の公開等による食品等の信頼の確保、関連施策への協力、環境に与える影響に配慮した事業活動等を規定しております。

次に、「県民の役割」でございますが、食品の安全性に関し理解を深めることや、安全な食品の選択及び適切な消費行動、関連施策への意見の表明及び協力等を規定しております。

次に、「推進体制の整備」でございますが、条例の効率的な実効性を確保するため、施策の調整を図るための体制を整備するものとする、と規定しております。

次に、「財政上の措置」でございますが、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする、と規定しております。

次に第2章「食の安全・安心に関する基本的施策」について説明させていただきます。

最初に、「基本計画」でございますが、知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的・計画的に推進するため、施策の目標や内容等を定めた基本計画を定めること。また、この際には県民の皆様のご意見及び仮称でございますが、「食の安全・安心審議会」のご意見をいただくこと、及びこの基本計画を公表すること等を規定しております。

次に、資料の4ページ、「食品の適正な表示及び広告の促進」でございますが、県は食品の表示及び広告が適正に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする、と規定しております。

次に、「安全で安心な農産物等の生産等の推進」でございますが、県は安全で安心な農産物・畜産物・水産物等の生産等及び食品の製造加工等を推進するため、生産者等に対する指導・啓発、生産技術等の普及推進及び検査・監視・支援等必要な措置を講ずること。

また、遺伝子組み替え作物の栽培等に起因する、他の作物との交雑及び混入の防止に関し、必要な措置を講ずるものと規定しております。

次に、「監視、指導及び検査の実施」でございますが、県は、生産から消費まで一貫した監視・指導及び検査を実施するものと規定しております。

次に、「環境に配慮した取組の推進」でございますが、県は、生産から消費まで環境に配慮した取組の推進、環境負荷の少ない生産方式の開発及び普及のため必要な措置を講ずるものと規定しております。

次に、「自主検査の設定及び公開等の取組等の促進」でございますが、食品関連事業者が自ら提供する食品に係わる食の安全・安心に関する基準の設定と公開及び遵守、この取組を促進するため、県が、必要な措置を講ずる等規定しております。

次に、「食育の推進」でございますが、県は家庭・学校及び地域等で食育の推進のため必要な措置を講ずること、及び、県民が食の安全性について理解を深められるよう、地産地消の推進、食生活指針の普及啓発、教育の機会の提供などによる、食育の推進を図るものと規定しております。

次に、「情報の共有及び交流」でございますが、県が、積極的に情報を収集し、迅速かつ正確に提供すること、また、食品関連事業者に対しては、食の安全・安心に関する情報の自主的な提供の促進や、県民とのリスクコミュニケーションの支援などを規定しております。

次に、「危害情報等の申し出」でございますが、県民が食品についての危害情報を入手した場合や、県の食の安全・安心に関する施策の改善の必要性を認めた場合などには、そのことについて必要な措置が講ぜられるよう県に対し申し出することができること、県は、この申し出を受け付けた時は、必要な調査及び措置をとることなどの取り扱いを規定しております。

次に、「危機管理体制の整備」でございますが、県は、飲食に起因して県民に重大な健康被害が発生した場合など、これら緊急事態への対応に必要な体制の整備や、必要な措置を講ずるものと規定しております。

次に、「研究開発の推進」でございますが、県は、科学的知見に基づき食の安全・安心を図るため、研究開発の推進等、必要な措置を講ずるものと規定しております。

次に、「人材の育成」でございますが、県は、この施策の実行に関わる必要な人材を育成するため、必要な措置を講ずるものと規定しております。

次に、資料5ページ、第3章「農林水産物における農薬等の使用」について説明させていただきます。

最初に、「供給の禁止」でございますが、農薬取締法、薬事法により使用禁止の農薬や動物用医薬品を使用した場合、また、使用基準に違反していた場合、並びに、食品衛生法の規格基準にあわない場合や規定量以上にこれらの薬物が残留していた場合などは、その農林水産物を出荷または販売してはならないと規定しております。

次に、「立入調査等」及び「勧告及び公表」でございますが、知事は供給禁止の規定に違反した場合、または、その恐れがあると認める場合は、当該生産者に対する報告の要求、生産現場への立入検査等を規定するとともに、生産者が違反事実の改善等を行わない場合、必要な措置をとるべく勧告することができ、また、勧告を受けた者がそれに従わない場合

は、その勧告内容を公表することができるなどの規定をしております。

次に、第4章「新潟県食の安全・安心審議会（仮称）」について説明させていただきます。

この条例により定められた事項の審議及び食の安全・安心に関する重要事項の調査審議、また、実施機関への建議等も可能な審議会を設置することを規定しております。

最後に、「附則」について説明させていただきます。

この条例は、公布の日から施行いたしますが、第2章の基本的施策及び第4章の審議会の設置につきましては、平成18年4月1日から、第3章の農林水産物における農薬等の使用については、食品衛生法で食品中に残留する農薬等へのポジティブリスト制の導入を見越し、平成18年6月1日から施行すること、及び、この条例施行後、3年を経過した場合において、施行状況の検討やその結果に基づく必要な措置の実施等、規定いたしました。

なお、ただ今、説明いたしました骨子案の作成にあたっては、資料の6ページをご覧くださいいただきたいのですが、そこに記載されておりますように、この懇談会での委員の皆様のご意見をはじめ、あらゆる立場の県民の皆様のご意見をいただいた上で、これらを踏まえて作成させていただいたものであります。

最後に、この場をお借りし、ご意見をお寄せいただいた県民の皆様にご心より深謝し、骨子案の説明を終わります。

【楠原座長】

ありがとうございました。

ただいま骨子案についてご説明をいただいたわけですが、今おっしゃられましたように、この骨子案は第3回・第4回の懇談会、それから県民電子会議室が設置されておりましたところから求めた意見、それからまた食品業界等関係者意見交換会、それから皆さんにご出席願った県民意見交換会、そういう全体の討議を踏まえて骨子案ができあがっていると思うんですけども、この骨子案につきまして今ご説明をうかがったわけですが、いかがでしょう、全体を通してですね、何かご意見・ご質問等お願いしたいと思います。

【遠藤委員】

わざわざ言うことではないかもしれないけれども、第2章の1「基本計画」は「知事」という人称になっていますね。第3章の2「立ち入り検査等」それから3「勧告及び公表」が「知事」になっていて、後は大体「県」になっているけれども、この違いについてご説明してください。

【楠原座長】

事務局の方、回答をお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

事務局を担当しております生活衛生課の田浪と申します。主語に「県」と「知事」が入り混じっているということなのですが、基本的には「県」が対応するという事なので、

主語はほぼ「県」にしております。立ち入り検査と基本計画のところは、一応実施者というか、そういう意味で「知事」という形にはなっているんですけども、全体を通して法律に見た場合の用語の整理については、法律の担当の専門官と相談しながら詰めなければいけない部分が残っているというのが正直なところです。

以上です。

【楠原座長】

遠藤先生、よろしいですか。

【遠藤委員】

それと同じような箇所というわけじゃないんですけども、「及び」と「並びに」、それから「又は」と「もしくは」の使い分けが、私がチラッと見ただけでも数カ所間違っています、恐らく。その辺も詰めてください。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

わかりました。

【楠原座長】

他にどなたかいらっしゃいませんか。はいどうぞ。

【斎藤委員】

第1章の1「目的」の箇所ですが、これは表現法の問題だと思うのですが、この表現法でいきますと、最終的に「かつ安全で安心な食品を提供する新潟県を築くことを目的とする」とあって、もう本当に「食品を提供する」ことが目的というようなことなんです、中身を見ますと、食品を提供した後もその危機管理ですとか食環境に配慮した取組ということがあるので、例えば安全で安心な食品の提供や食環境に配慮した取組を行うことによって最終的に「安全で安心な食生活を享受できるようにすること」が目的なのかなと思うのですが…。

なので、この辺の表現の仕方が「食品を提供する」ということに限定してしまいますと、すごく狭い目的になってしまうので、もう少し広い目的にさせていただいて、最終的に「安心で安全な食生活が享受できる」とようにと締め括るのがいいのではないかと。

【楠原座長】

今の斎藤委員のご発言について、事務局の方よろしいでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

目的につきましても、私どもは説明にありましたように、「健康の保護」と「安全・安心な食生活の享受」、それと「食料供給県であるという立場から安全・安心な食料品を供給する」、この3点についてはほぼ並列になんとかして表現したいということで、今考えております。現在のその文言が意味の取りにくいというふうなご指摘が、私ども内部の議

論でもありまして、この辺は十分に注意して今後もんでいきたいと考えております。

【楠原座長】

よろしいでしょうか。他に？ はいどうぞ。

【遠藤委員】

すみません。前にも私申し上げたんですけども、「保護」という言葉と、それから、石上(健康対策)課長さんも前に同意していただいたと思うんですけども、「健康の保持」もしくは「増進」という言葉がありますよね。それは食品衛生法で「保護」という言葉を使っているために「健康の保護」になっているのかどうか。やっぱりもうちょっとポジティブに考えて「健康の保持・増進」という言葉に私は置き換えていただきたい。それからこれは第1章の3「基本理念」にも同じ言葉が使われているわけですね。また繰り返して議長さんの方からもう一回...直されていないので、私はこの辺は非常に遺憾かなと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

内部でも今お聞かせいただきました観点含めまして議論いたしました。結果として、「保護」という言葉を選択させていただいたというわけでございます。

【遠藤委員】

理由について。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

はい。一つは食品安全基本法等におきましての規定が健康の保護というのを目的にしている、当然それは一つございます。

それと、食品安全条例、これは仮称でございますけども、安全をメインにして謳っている条例の持ち分といいますか、それについてはやはり「健康の保護」というのが基準になるのではないかと。当然、「健康の増進あるいは維持」というものも重要事項ではございますが、この条例においてそこまで目的としてという形にしては中身が伴わないのではないかと、そういうふうな観点から、ここでは「保護」を選ばさせていただきました。

また、食育等も中身に含まれておりまして、それらを表現する広い意味での食生活と人間の関わりというものにつきましては、「食生活の享受」というふうなことを目的の中にはっきり書くことによって読んでいただけないかということの議論もしたところでございます。

【遠藤委員】

いいですか。健康対策課長さんのご意見も聞きたいと思うんですけども。

【事務局 福祉保健部健康対策課 石上部参事】

まあ私ども健康増進という立場から申しますと、おっしゃるように健康の「保持増進」という言葉が通常という言葉ではありますけども、先ほど事務局の方からお話し申し上げたと

おり、食品安全基本法等には「健康の保護」ということで言葉はなっておりますので、それは致し方ないのかなという議論を得たところでございます。

【遠藤委員】

わかりました。

【楠原座長】

ありがとうございました。県民の健康を保護すると、あるいは、県民の健康を保持増進するということなんですけども、このことについて他の委員の方から何かコメントございますでしょうか。はい、どうぞ。

【渡辺（千）委員】

今の話題じゃないんですけども、先ほどのことなんですけどもね。先ほどから言葉の問題とか一つ一つの定義について色々でございますけども、これをさらっと見た感じで、一般消費者には分かりにくい。もう少し分かり易い言葉でできないものか。噛み砕いた言葉でもう少しまとめられるような方法として、掲げることはできないもののでしょうか、と思うんですけども…。

【楠原座長】

確かに条例っていうのは、なかなかいつも難しいんですよね。今おっしゃいましたように、噛み砕いた言葉でもう少し表現して、そして県民に分かり易いような形にさせていただきたいという要望だと思うんですけども。これについて何か。

【宮樫委員】

よろしいですか。今の方と同じ感想でございます。誰がみてもわかり易くすっきりした文で、お願いしたいと思います。中身については、全体にこまかいところまで網羅されていて、よろしいんじゃないかなと、思います。多少の文言については私は皆さんにおまかせするとして、全体としてそういうふうなお願いでございます。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。議長さんよろしいでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

条例案になりますと、意味が二重に取られないように、あるいは、定義がきちりしているようにというふうな法令上の縛りがございまして、どうしてもくどくなる、なかなか定義が長々しくなるというふうな、どうしても条例という性格上の縛りがございます。そういう中で、法規審査等々十分詰めまして、通りやすい意味の通じやすい条例にはこれから努力して参りたいと思っております。

さらに、この条例が成立した後につきましては、それを皆様方にお知らせする、よりコンパクトに分かり易くするような資料の作成、それによりますPR等は考えて参りたいと

思っております。そういう趣旨で私どもも今回の資料のパブリックコメント等も概念的な物を付けさせていただきましたりして、皆様方に最初にぱっと見てイメージが湧く、なおかつ、中身については細かいところまで、関心のある方には見ていただけるように、途中ではございますけれども条文をイメージしております資料を付けて外へ出したということでございますので、成果品につきましてはもうしばらくゆとりをいただきたいと思っております。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。他に？

【岡田委員】

同じ意見でございますけれども、今ほどおっしゃいましたように、詳しく知りたい時にはこのような条例があって、条例には用語上の縛りがあるとおっしゃいましたけども、県民に対しましては、語呂とかリズムカルとか、この辺を考えまして、親しみやすく響きのいいようなものを作っていただくと、とても浸透しやすいと思いますので、ぜひよろしく願いたいします。

【楠原座長】

はい。他にどなたかございませんでしょうか？ はい、どうぞ。

【小熊委員】

2点あります。

1つは、第1章の2「基本理念」第4項のところですが、食料供給県として云々とありますが、この条例は、安全・安心が問題になった背景を踏まえての今後のあり方の条例ですから、しかも、基本構成としては県民の健康保護を行うためにこうすると、そして、その先に供給県としての位置付けがあるわけです。

この供給県としての位置付けの際に、私はもう一つ入れて欲しいのはですね、地域支援循環というか、循環型社会がこれからはベースになるので、この「循環型社会」あるいは「循環型農業」、表現はどちらでもいいんですが、そういうものをきちんと新潟県は目標として持っているんだよ、だから他県と違うんだよ、というところを入れていただくと、食料供給県という戦略が明らかになるんじゃないかなあという思いが1つあります。

2点目は、食育の推進なんですが、これはできたら「食農教育」にしていただければと思います。「食育」では限定的で、商品で言う価値の面では分かるんだけど、使用価値の側面、つまり「食農教育」というふうにはっきりした方が、新潟県の未来形が出てくると思いますので、ご検討いただければありがたいというふうに思います。

【楠原座長】

はい。ただ今の、1つは循環型社会を明確にしてほしい、ということと、もう1つは、食育を食農教育にしてほしいということなんですけど、事務局の方、何かございますか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

循環型農業につきましては、まだ具体的には触れておりませんが、第1章の3「基本理念」第5項の「環境と密接に関係することから、環境に与える影響に配慮しなければならない」という基本理念や、あるいは、第1章の5「食品関連事業者の責務」第4項「環境に配慮した生産・製造・加工…」といったあたりで、拠り所となるものを謳い込んだ上で、次はいわゆる農業の方の施策としての取組という形で読み込む形になるのではないかと思います。その辺の考えは、詳しくはいかがでしょうか？

【事務局 農林水産部食品・流通課 白井課長補佐】

今お話しがあったとおりでして、第1章の5「食品関連事業者の責務」第5項に環境についての規定をいたしておりますし、第2章の5「環境に配慮した取組の推進」の中で、環境保全型農業を進めるという考え方を盛り込んでいるというところでございます。

【小熊委員】

それは分かるんです。空気としてはその通りなんだけど、戦略ビジョンとしてはきちっと入れた方がいいと私は思いますよ。それはみんなどこでもこういう環境の負荷云々を加えるのは当たり前で、じゃあ新潟県はそれを実現するためにどう戦略ビジョンを立てていくか、どの言葉をキーワードとしてやっていくか。どうすれば県民の心を集められるかといった時に、私はやっぱり今言ったこの「循環型社会」あるいは「循環型農業」、「地域資源循環」、この辺を入れた方がはっきりすると思います。

【楠原座長】

はい。環境の問題、環境に配慮ということ踏まえて、この前も随分このことについては議論があって、確か遠藤委員とか石塚（美）委員とか環境の問題については随分出されたわけですけども、何かよろしいですか？ …はいどうぞ。

【石塚（美）委員】

前日も私申し上げたんですけども、環境に配慮したってのは、これは当たり前のことなので、今もどなたが言われましたように、もう一步踏み込んだ中身じゃないと…。

総体の条例としては、言葉とか条例用語とか色々あると思いますからこれはこれでいいと思うんですけども、だとしたら、次のステップが重要で、条例を作って終わるのであれば、これは前回も言ったように何もならないわけですね。次にどの分野でも具体的にどういうふうな方向で進むかっていうのは、もう少し分かり易い形でやらないと、結局は条例作りましたよ、けども県民あるいは農業者、実業者含めてさっぱり浸透がならないというところになるんで、そこを条例を作った後にどの分野においてももう一步踏み込んで中身をどうするかということが実は大切なことだと思うんですね。

で、さっきの環境に配慮したっていうのは、私もやっぱりもう一步踏み込んだ地域資源などを盛り込んだ方がより具体的だろうと思うし、次のステップで、農業分野でそれを作って、とかく法律とか条例ってのは悪いことしたらこうだよっていうのはあるんですけども、いいことしたところには推奨するっていう施策なり助成措置というのはなかなか見え

ないんですよね。だけと私はこの法律作って条例作ってこうしちゃだめだよってことはあるにしても、逆にもっと進んだ前向きな考え方で全体を進めるって言う中身に進んでいかないよね。

例えば滋賀県はもう環境支払いってのは県独自でやってますよね。だからそういった一歩進んだ考え方って言うのが僕は次のステップで大切な部分だというふうに思います。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。そこのところをよく踏まえていただきたいと思います。

【事務局 農林水産部農産園芸課長 渡辺部参事】

ちょっとよろしいですか。農産園芸課長の渡辺でございます。

今ほど委員の方から色々ご意見をちょうだいしているわけでありましたが、環境保全型農業の取組、条例では、先ほど説明をされたようなことですね、事務局提案の形で説明させていただいているわけでありましたが、具体的な行動計画等につきましては、現在、環境保全型農業推進基本方針というのを現在平行しながら策定を進めているところでございます。で、委員からご指摘のございましたいわゆるその有機質等の循環利用のシステム、こういったいわゆる循環型の農業の取組もその中ではきちっと位置付けをしながら、今具体的な行動計画を組み立てているところでございます。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。小熊委員、よろしいでしょうか？

【小熊委員】

はい。関川さん、お聞かせ願いたいんですが、環境に配慮して当たり前で、次にどういう社会にしたいかっていうビジョンを一言で言って...私はその一言を「循環型社会」としてビジョンをはっきりした方がいいと思っている人間なんですが...環境に配慮してどう社会を持っていったらいいかっていうビジョンを、一言でお聞かせ願えればなと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

条例に限ってみますと、やはり食生活の享受という中で、生活そのものが環境というふうなものとはぶつかり合わない、それらを一人ひとりの方々が、うっすらとであれ、あるいはきちりとした認識であれ、意識していくような社会が、現実の安全・安心とも矛盾しないというような意味合いで申し上げるしかないなと...申し訳ありません、ちょっと整理されていない考えですけども、その意味で、環境への配慮というのは、なかなか具体的に食とどう絡むんだと言われると、非常にお答えしがたいところもあるんですけども、決してぶつかり合うものであってはならないというふうな理念的な部分をまずはここでははっきりと示させていただくということが、1つのステップとしてはあるのではないかと考えております。

【渡辺（千）委員】

先ほどの方も言われましたけども、全体を通して、食の安全・安心というのはみんなが望むことなんですね。そこにやっぱり循環型社会といった、世の中の色々な要素が農業にしろ何にしろ全部つながっていると思うんです。そのつながりの中の一部だけを取り出して、なんとかかんとかという形で条例で規定していく方法にちょっと無理が出てきているのが、今の世の中の仕組みだと思うんです。

だから、皆さんの官公庁とかの連携を密にしてっていう具体策もそうなんですけども、この骨子案というの、先ほどの方も言われましたけども、ただ条例を作りましたというのじゃなくて、一步踏み込んでやっぱり県民みんなに認識させるっていうところまでいかせないとだめだと思うんです、今の世の中はね。だからその辺りをどうするかっていうことで具体的な案をもうちょっと考えていただきたいと思うんですけども、やっぱりあまりにも堅苦しい雰囲気とか言葉尻とかあるし、例えば、PRにしても、今は「安全・安心な～」ってみんなどこもつけていますよね。だから、それだっても消費者が振り向いてくれないことには、認識してくれないことには、とてもじゃないけど先に進んで行かれないと思うんです。

だから骨子案作りというのその辺りをぜひ考えていただいて、分かり易い内容ということをもっと前提において、それから部分的に細部を詰めていくという方法もあると思うんですけども、いかがでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

分かり易い内容を示し続けるというのは、これは今回だけでなく継続することですので、十分に考えて参りたいと思っております。

【鶴田委員】

うまく言えないんですが、主語と述語の関係とか、色々な方が色々なふうにおっしゃるんですが、やはり主語と述語の関係を読んですぐ分かるように、誰もが読んで、小学生でも主語と述語の関係ってのは学習しているわけですから、まず、主語と述語の関係のところだけははっきりしていただきたいなと思います。で、それがなされていけば、「県が」であろうが、「知事が」であろうが、述語がしっかりしていれば、意味・内容が通る文章になるんじゃないかなと思います。

それと一つ、読んでいった時に、例えば第1章の6「県民の役割」っていうのは私は消費者ですから見るわけですが、「県民の役割」第3項のところに、「県民は、食品関連事業者との積極的な交流等を通じて…努めるものとする。」とあります。業者が何かを企画するだとか、県が何かをやってくれればそこに自分が乗っていけるという思いが私にはあります。そうすると、その上を見ましたらば、第1章の5「食品関連事業者の責務」第2項に、「食品関連事業者は…県民との積極的な交流等通じ、食品等に対する信頼の確保に努めるものとする。」とあって、「ああ、対応しているな」って私は考えました。

そうしましたならば、「県民の役割」第2項に、「…意見を表明し、及びその施策に協力するよう努めるものとする。」とあって、じゃあ、努める、協力するための何か機関とか機会があるのかなと私が考えた時に、第1章の4「県の責務」のところを見ると、ある

ようでないのかなと私は感じたんですね。「県の責務」の第1～4項の中に、どれか対応したものがあるのかなというふうに思ったんです。やはりこの「県の責務」のところに対応するものという形で何か考えていただきたいな、と。県民だけではなくて業者はこういうふうにしていくんだと、だから県は「必要な支援を行うものとする」と書いてあるわけですね。じゃあ業者にしてほしいから支援をするわけですね。県民はこういうふうにあるんだというのであれば、県は何かをしなければいけないっていうか、具体的に言えないんですが、それが必要じゃないかなと思います。

確かに条例なので、逆に仕方がないというのはおかしいですが、文言はこれでいいのではないかなと私は思っています。大きく括弧を付けていただいたり、なにか言葉の説明していただいたり、私は努力の成果は確かに見て取れると思います。じゃあ、これでいいんだけど、もう少し補足の資料等を付けますっていうことで私はそちらに期待したいなと思います。

でも、今言ったように、これに対応するものがこれ、これに対応するものがこれということで、私はちょっと本当に分からなくて言っているんですが、もう少し押さえていただきたいというのが、私の一つの最終的な要望です。

【楠原座長】

はい。事務局、よろしいでしょうか。結局「県民の役割」に対応する「県の責務」ということなんで、これはこの前の懇談会の時も、小熊委員だったでしょうか、この「県の責務」が非常に弱いという意向が出ていたんですね。このことについてちょっとお聞かせください。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

県の側からの対応といたしましては、いわゆる基本となる抽象的な部分は、まず責務としてはっきり謳いまして、そういった理念を実現するためにその責務を受けて、基本的施策というところで、方向性を示しております。

今の、いわゆる県民の皆様方が、自分たちの責務をどこかで動くことができる場があるかどうか、その場を作るような方策につきましては、施策の中にございますね。

例えばでございますが、第2章の8「情報の共有及び交流」で、情報の収集提供、食品関連事業者が県民に対して行う食の安全・安心に係る情報の自主的な提供を促進する、県は交流を支援するものとする、という形で、具体的に今後どのような事業なりに結びつけるのかというのは、これからまた詰めていかなければならないのですが、むしろ、より具体的なものを想定して、施策の中に受け止めている部分もございます。

その他食育の推進等におきましても、生産者・食品関連事業者の皆様方の方での取組を促進するという意味で、自主基準の設定及び公開等の取組の促進という形で、具体的な動きを想定した施策の方向性のところで、受け止めている部分がございます。

実はこの表現は責務に謳うべきなのか、それとも、施策の中に入れるべきなのか内部でも議論があったりいたしまして、最終的にはどこに落ち着くのかというのはまだ今後様々な法規との協議等で変わってくるところもあると思いますけども、おっしゃられるように県民の側からの動きがあるとすればそれをどのように受け止めるのかについても考えてき

たつもりではございます。それがなかなかストレートに見ていただけないというのが、この作業ペーパーとしての練り方がもう1つ課題があるのかなということで、考えさせていただきたいなと思っております。

【楠原座長】

はい。わかりました。よろしいでしょうか。

【遠藤委員】

今の説明は第1章の3「基本理念」の第2項に取りあえず入っているっていう、そういう意味なのかな？

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

基本理念を受けて、政策を考えたり、当然基本理念から目的を追求していくには、県はどういった責務を負うのか、相互に関係しながら作ってきたところでございます。

【遠藤委員】

そうすると、やっぱりみんなが感じていることかもしれませんが、消費者の参加やこれからアクションプランの話とか出てくるんだけど、一般県民に対する県への姿勢というのが非常に弱いと、みんなが感じているんじゃないんでしょうか。

すなわち、「基本理念」の第2項で情報を提供するんだというのも、この場合に県民と食品関連事業者は「並びに」になっているわけね。そして、責務のところでは食品関連事業者のみ規定があって、県民に対する役割の中には規定がないように多分感じられたんじゃないかな、と思う。だからそこは県民に対して、情報提供するというのは、基本理念にはあるんだけど、役割にも上げて欲しいというのが、ご意見じゃないのかなと思うんですけども、それが対応していないという意味だと思います。

【楠原座長】

ただ今のことに對しまして、何か関連の質問かご意見ございますでしょうか。いわゆる施策の方にも盛られてきているわけですから、その出し方がどうかですけど、他に何か？

【宇田委員】

今の皆さんのご意見をうかがってての印象なんですけども、1つは、文言が難しいということで、それで、もうちょっと県民の分かり易い文言にすべきではないかというご意見がありましたけども、私はそのまま頂くわけにはいかなくて、これはあくまでも条例ですから、私としては随分、分かり易い表現になっているんじゃないかなと、むしろそういう印象があります。もし県民に対してどういうところが難しいのかっていうのがあったら、それは具体的にどの文言が難しいとか分かりにくいとか出した方がいいんじゃないかなという意見です。これは先ほどの県の方からの話で、コンパクトなものを用意したいということですから、それにむしろ期待した方がいいのではないかと、条例は条例としてこれでよろしいのではないかと思います。

それから、もう1つ、大事なのは、ここに色々な言葉の文言とかがありますが、大事なことはこれをどういうふうにアクションプランあるいは施策の方でやっていくかということだと思いまね。ですから、あまりこのところでつながらないとか、文言のところで「推進を図るものとする」とか「支援するものとする」とか、こういうことは一体どういうことなのかということが分からないままで議論するのではなくて、一応これはこれとしてその中身はどうなんだっていうのは具体的にはこれからの進め方ではないのかなという格好で、私はこれはこれでよろしいんじゃないのかなという感じはしております。

【楠原座長】

ありがとうございました。はいどうぞ。

【廣川委員】

私も今の宇田先生のご意見とまったく同じですが、条例はこれで分かり易いと思うんです。その後、条例は作ったんだけど、作りっぱなしではなくて、どういうふうに具体的な活動と施策が県民に対し行われていくか、条例をもとに施策が広がっていくことをお考えいただいたら文言はこれでいいんじゃないかと思っております。

【遠藤委員】

細かいことの質問ですけども、第2章の9「危害情報等の申出」では「危害」という言葉が使用されていますが、多分、危害と被害とプラスになっていて、10「危機管理」では「被害」という言葉が使われていますよね。具体的な被害が出た場合が10「危機管理」の「被害」なのかなーと、「危害」と「被害」の使い分けについて、非常に細かいことで申し訳ありませんが、ご説明願いたいです。

それと、アクションプランも概要版というのが出ましたよね。だから、条例を作ってもですね、資料1の別紙1はわりと見える形で分かり易い感じがするんですよ。絵で概要版作るがどうかは別として、県民に分かってもらうためには、いちいち全部のことを公表するだけではなくて、それを読むのも大変ですから、やはりアクションプランと同じ概要版みたいな、こういうこと狙ってるんですよっていうのを分かり易くしていただければ非常にありがたいかなと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

概要版につきましては、おっしゃるとおりだと思いますので、より工夫しながら啓発資料的なものとしても作っていきたいと思っております。

【遠藤委員】

ぜひお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

被害と危害については、申し訳ございません。事務方の方で…。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

事務局の方から説明させていただきます。細かな言葉の使い分けは正直言って十分詰めていない部分なんです、一応「危害情報の申出」というものなんです、こちらについては例えば有害物質が入ってるような食品が出回ってるとか、それで健康を害するような食品が出ていますよというような情報を事前に入手されたような場合に、県に必要な調査をするよう申し出をしていただいて、県はそれを受けて対応するというような制度です。

「危機管理体制の整備」というのは、現在県の方でも色々な基本方針等立ててございませうけども、食中毒が発生した時の対応とか、健康に影響を及ぼす事態が起きた時の対応を迅速に対応できるような体制を作っていきたいというものです。

質問に明確に答えられなくて申し訳ないんですけども、一応そういうような内容の規定になっています。

【遠藤委員】

だから、危機があって現実にまだ被害が起こっていない状況で「恐れ」がある時に、「危害」と言っており、現実に起こった場合が「被害」ですよと言ってもらうと、私は分かり易いんですけど、そういう理解で良いのでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

そういう理解でよろしいと思います。

【楠原座長】

他に誰か？ はい、どうぞ。

【星野委員】

先回の会議は欠席いたしましたので、内容は議事録等で拝見させていただいただけで、細かい所まで承知しておらないんですけど、今回いただいた資料を事前に読んで中には、一部そういうご意見が先般も小熊委員からあったというふうに先ほどお聞きしましたが、どうしても第1章の4「県の責務」に意気込みといいますか、強くやるんだぞっていうものですね、ごくごく表現が淡々としておりまして、今少し条例の中にも強い意図・意志を入れ込んでほしいです。どういう文言が正当なのかというのは別にいたしまして、どうしてもこの4項の中からは、強い意志というか、取組に対する意気込みというのが伝わりにくいというふうに思いますので、県民の皆様方へ県の意気込みが何らかの形でもう少し伝わるような表現がしていただけないかなというのが単純な要望です。

【渡辺（千）委員】

第2章の11「研究開発の推進」ってあるんですけども、これは食の安全・安心に関する基本的施策としては、どういう意味合いのものか分かりかねて...単純な疑問なんですけどもどのようなものなんでしょうか。

【高樫委員】

先ほど小熊委員から「基本理念」についてご意見がありましたように「循環型社会・農業」を目指してということですが消費者としては、とても分かり易い言葉だと思うんですよ。日常的にも循環型社会を目指すと言う方向でお話すると自然に環境に配慮したと言うことが感じられますので、できれば一步踏み込んだ方向で努力をお願いしたいと思います。

【楠原座長】

はい。それでは先ほどの渡辺委員からの質問で、何か事務局からのコメントをお願いします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

「研究開発の推進」ということで、具体的にどういうことなのかというご質問でございます。県はご存知のように保健環境科学研究所とか、もしくは農林水産部関係ですと、農業総合研究所や、畜産研究所の関係、園芸関係の研究所とか色々な研究機関がございます。その中で、例えば一例を申しますと、残留農薬なんかを検査する時に、1～2時間で結果が分かってしまうような色々な方法とかありますし、それから、製品の製造開発のプロセスを研究する時に、製品がこういうふうになればより安全な形で作れますよとか、成分組成なんかも含めまして、色々な研究に取り組んでおります。ですから、具体的にはそのような研究の開発を推進し、また、そのような成果につきましては皆様方に普及したいという意味でここに盛っております。

【楠原座長】

よろしいでしょうか。もうだいぶ時間がたって参りましたが、もう一つ、先ほど一番最初に丸山部長さんの方からもありましたけれども、この条例案の名称の件なんです。前の懇談会では、「食品安全条例」よりも「新潟県食の安全・安心条例」ですとか、あるいは「農と食の安全・安心条例」とかそういうことが出ていたんですけども、これについてやはり懇談会としてももう少し意見を求めたいと思うんですけども、このことに関してどなたか...このまま「食の安全・安心条例」というのでよろしいのか少しご意見ございませんでしょうか。せっかく条例のいちばん最初の名称ですから...どなたかご意見ございませんか。県の方もあれ以来このところについては詰めていないということなものですから...

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 田浪主任】

条例の名称なんですが、事務局の方でも「食品安全条例」が良いとは全然思っていないくて、この名前は変えなきゃいけないとは思っていたところです。

これまで出た意見としては、懇談会では「安全・安心」や「食」がふさわしいという意見をいただいておりますし、あと、電子会議室の方では「にいがた食べもの納得条例」ですとか「にいがた食のセーフティー条例」ですとかそういう面白い名前もいただいております。食品業界関係者との意見交換会でも、やはり「食」「安全」はぜひ入れてほしいと

ということです。あと、「新潟県」というよりは、「にいがた」とした方が親しみが持てるんじゃないかという意見もいただいております。

それで、事務局としてもそういう言葉を入れて名前を作りたいといくつか考えたりもしているんですけども、まだちょっと決めかねている状態ですので、また何か良いアイデアがあればいただきたいなと思います。

あと細かな話なんですけども、骨子案の定義のところでは「食の安全・安心」という言葉について「食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼を確保すること」という定義も設けてあるので、条例の中では「食の安全・安心」という言葉をずっと使っているような状況ですので、やはりこの「食の安全・安心」というのは何らかの形で名称には載るんだと思いますけども、まだちょっと内部的にもまとまっていないというのが正直なところです。

【楠原座長】

これにつきまして、この前、随分懇談会でも申し上げましたので、それを事務局の方で敷衍していただければと思いますけども、はい、どうぞ。

【遠藤委員】

「新潟」よりも「新潟県」が良いというのと、それから「新潟」は私は平仮名にしてほしいなと思います。その方が、食育も含めて小学生に対しても取りあえずこう広めるという意味で、この頃漢字よりは平仮名の方が音として通りが良いということも含めて、お願いしたいと思います。

【小熊委員】

「食品」の「品」は取っていただきたいというのが本音です。

【楠原座長】

他によろしいでしょうか。その他に何かご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【齋藤委員】

骨子案の項目として、1つぜひ追加していただきたいという、これは私個人の思いかもしれないんですが、飲食店の環境作りの推進というようなことなんですが、理由としてはいくら安全な食品を提供したとしても、周りでタバコを吸っている方の有害物質を吸いながら食事をしたのでは、結局健康につながっていかないということもあるので、例えば飲食店の人への安全・安心な教育をしていくですとか、そういった環境作りに配慮した工夫をしているお店を例えば県として何かバックアップしていくとか、表示をしていくとかというような、飲食店の環境作りも推進していけるようなことをぜひ加えていただけたらというふうに思っております。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

現在、私どもで考えております中に、飲食店の環境作りに相当するところまでは、想定していなかったというのが本音でございます。ただ、食の安全・安心の条例の中にまで盛

り込めるかということになりますと、検討すべき事項が非常に多いところもございます。食というものと環境というものの捉え方という形ですと、いわゆる食育の中での啓発なり、あるいは、トータルとしての商店の個性を出すという中での取組をどうやって仕掛けていくのかというふうなことで、参考としてお預かりさせていただきたいと考えております。

【齋藤委員】

今言いました事柄は、「危機管理体制の整備」の中に入ってくるのかと思うんですが、例えば、ここで考えてらっしゃるのは今までですと食中毒の発生ということだけだったんだらうと思うんですが、「緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に必要な体制の整備」という中に、食中毒ということだけではなくて、科学的な有害物質による危機管理というところまでも含めて対策を練っていただければなと考えております。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

ただ今、庁内連絡会議の方からお知恵をいただきまして、今の自主規制のお話でしたが、その部分で条例骨子案の第2章6「自主基準の設定及び公開等の取組等の促進」で、例えばこれは食品関連事業者等が生産から消費に至る過程において色々と自主的に取り組むという形で、自分で基準を設定するもので、県も1つのガイドラインを設定いたしますが、そういう部分で公開して遵守に努めるというふうなものでございます。

ですから例えば飲食店であれば、飲食店の中の自ら設定するような自主基準の中で「このようなことに私のお店は配慮してお客様のおもてなし、もしくは、健康を守ることに気を付けますよ」というような具体的な基準の中で盛ることも可能ではないか、というふうなことでございますので、これは今後の基本計画の中で検討していくものだと思います。

【渡辺(千)委員】

第2章の7「食育の推進」のところ、ちょっと付け加えて補足されたらという項目で、自分の口で言うのも自信がなかったので、日本経済新聞のちょっと古い記事なんですけど、これをちょっとかいつまんで説明させていただきますと、消費者の食への眼力低下っていう題であって、これが今ちょっと分からないところじゃないかなと思うんですね。

色々な食品に対して様々な添加物とか、農薬の問題にしる環境問題にしる全部絡んでいっていると思うんですね。だから、これも魚の鮮度が分からない、それから賞味期限の意味というのも色々ありまして期限内で捨てちゃうとか期限を過ぎても食べられるとか色々あるんですね。こういった消費者というのは増える一方なんだそうです。だから、そうした消費者に対する、食の安全・安心でしたらこういう情報内容・項目を補足っていうか、状況に応じて、その時々で啓蒙っていうんですか、そういうふうな感じでできないものではないかと思うのですが。

食育という意味もあまり難しく考えないで、家庭でやってきたようなことだと認識をされた方が、まだ浸透の具合が深まるのではないかと思うんですけども。

【事務局 福祉保健部健康対策課 石上部参事】

健康対策課長ですが、食育の関連でありますと、このたび「食育基本法」というのが通

りまして、基本的にはそれに基づいて私どももこれから進めていくということで、今ほどおっしゃったように、そういうこれまでやってきた良い部分を入れていくという所も含めまして、その中でやれるんだろうというふうに思っております。

もう1つ、前段のものについては、むしろ第2章の8「情報の共有及び交流」の中の「情報の提供」というような形で、やっぱり県民の皆さんに正しい情報を持っていただくと読んでいただければと思います。

【廣川委員】

今の渡辺委員のご意見ですけれど、第1章の6「県民の役割」のところで、第1項とか第2項とかで県民の自覚というか責務が謳われているわけで、私は賞味期限とかそういう細かなことを特に食育で入れる必要はないと思っています。

【岡田委員】

ただ今のことに関連いたしまして、第2章の7「食育の推進」の第2項に記載されますように、食生活指針の普及啓発とございますね、この食生活指針の中に10項目ありまして、そこに一応、農林水産省・厚生労働省・文部科学省の3省が合同で進めたい食生活改善の基本理念が全部網羅されておりますので、条例としてはこれでよろしいんじゃないかと思っています。具体的なものは、食生活指針の10箇条に戻れば分かるということではないかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

【楠原座長】

渡辺委員よろしいでしょうか？

食育のところもですね、この前の時は色々な要素がごちゃごちゃになって入っているという意見もあったんですけども、今回はある程度整理されていると思うんですね。これで条例としてはいいのかなと私自身も判断しているんですけども。もう予定時間が大体50分でこの議題を終了しようと思っていたんですけども、どうしても言うておかなければいけないということはどうですか。ごさいませんようでしたら、8月30日までパブリックコメントをしておりますので、9月に条例案として議会に上程する予定ですが、何か意見がありましたらそちらに出していただくのも1つの方法かなと思います。

この議題はここで終了させていただきます。

休憩に入ります。

(休 憩)

テーマ2：平成16年度アクションプランの実施状況と評価

【楠原座長】

時間になりましたので、懇談会を再開させていただきます。

テーマの2つ目ですけれども、「平成16年度アクションプランの実施状況と評価」について、事務局の方からのご説明お願いいたします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山内技師】

事務局を務めております、生活衛生課の山内と申します。

それでは、「平成16年度アクションプランの実施状況と評価」について、説明させていただきます。

お手元の「資料2」をご覧ください。

新潟県は、「新潟県における食品安全基本方針」に基づき、その具体的な行動計画である「アクションプラン」を立案し、食の安全・安心を確保するために事業または取組みを実施しています。

このたび、平成16年度アクションプランの実施状況及びその評価がまとまりましたので、この資料のとおり公表します。

平成16年度は、41項目の事業に取り組みました。

その結果、29事業について、16年度目標を「達成」または「おおむね達成」として評価しました。「おおむね達成」とは、目標の80%を達成したものを「おおむね達成」としています。

残りの12事業については、16年度目標の達成に至らなかったと評価しました。その中には、現時点で実施状況を調査中であるものを含みます。

未達成事業については、改善の方向性を明らかにし、達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

下の表は、5つの体系ごとに「事業数」「達成数」等をまとめたものです。

続きまして、事業の内容について説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

体系「生産から消費までの食品安全対策」の中の、「農畜水産物の安全対策」として実施した事業です。

- ・エコファーマー育成等により、環境保全型農業を推進しました。
- ・農産物の残留農薬基準超過を0にすることが今後の課題です。
- ・魚市場における衛生管理対策として、必要な施設整備を進めることが今後の課題です。
- ・生産者組合に対し、農畜産物のトレーサビリティシステムの導入を進めました。

続きまして3ページをご覧ください。前ページの続きです。

- ・畜産農家に対し、HACCP方式による衛生管理の導入を進めました。
- ・BSE対策として、牛飼養農家が使用している飼料の検査を実施し、すべて合格しました。また、と畜時にすべての牛のBSE検査を実施し、すべて合格しました。

続きまして4ページをご覧ください。

「食品の製造・調理・販売施設における安全対策」として実施した事業です。

- ・食品の製造・調理・販売施設に対し、新潟県食品衛生監視指導計画に基づき、監視を実施しました。監視率100%を達成することが今後の課題です。

続きまして5ページをご覧ください。前ページの続きです。

- ・HACCP式衛生管理システムの導入を進めることが今後の課題です。

- ・給食施設に対し、栄養管理について必要な指導・助言を行いました。
- ・学校給食関係者を対象に研修会を実施し、衛生管理基準の遵守を指導しました。併せて調理場拭き取り調査を実施しました。
- ・配食サービスにおける衛生管理マニュアル指針を作成することが今後の課題です。
続きまして6ページをご覧ください。
流通食品の検査といたしまして、
- ・国産及び外国産の農畜水産物及び加工品等について、監視指導計画に基づき検査を実施しました。
- ・農産物の残留農薬検査を増やし、農産物の安全確保を強化しました。
(H15年度は70検体であったのに対し、H16年度は150検体に増やしました。)
続きまして7ページをご覧ください。
- 「食品表示の指導」として実施した事業です。
- 「食品衛生法」「JAS法」「景品表示法」「健康増進法」に基づき、食品表示について監視・調査を行いました。
続きまして8ページをご覧ください。
- 体系 「健康被害への対応」として、実施した事業です。
- ・食中毒発生時には、関係機関が連携して対応しています。
- ・保健所において、健康危機管理に関する訓練及び対策会議を実施しました。
- ・食中毒原因施設に対し、食中毒処理マニュアルに基づき原因究明・再発防止対策を実施しました。
続きまして9ページをご覧ください。
- 体系 「消費者への情報提供」として、実施した事業です。
- ・食品安全情報を総合的に発信するためのホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」を開設し、食品安全情報を県民に提供しました。
- ・情報誌、ラジオ放送、講習会により、食品安全情報を県民に提供しました。
続きまして10ページをご覧ください。前ページの続きです。
- ・食品衛生法違反者名の公表を始めました。
- ・食品表示を所管する庁内関係課が集まり、表示相談・指導に漏れが生じないような仕組み作り等について検討を行いました。
- ・地産地消の普及啓発を一層推進することが今後の課題です。
- ・小中学生に対する「食と農のかかわり」教育を推進するため、食育ボランティアの登録者数を増やしました。
続きまして11ページをご覧ください。
- 体系 「消費者の参加」として、実施した事業です。
- ・「食の安全・安心懇談会」を開催し、委員からの意見を施策の参考とさせていただきました。
最後に12ページをご覧ください。
- 体系 「食品安全確保体制の整備」として実施した事業です。
- ・食品衛生監視員の技術研修を実施しました。
- ・食品衛生指導員に対し、研修会を通じて技術支援を行いました。

- ・食品表示ウォッチャーの研修会・情報交換会を実施しました。
 - ・庁内連絡会議において、食品安全に係る体制の検討を行いました。
以下省略いたします。
- 以上で、アクションプランについての説明を終わります。

【楠原座長】

はい、どうもありがとうございました。

ただ今、この「平成16年度アクションプランの実施状況と評価」の説明を受けたわけですが、ただ今、この「新潟県における食品安全基本方針」に基づいてアクションプランを作った、それに基づいて取組がなされているわけですが、非常に細かくおやりになっていることが良く分かるわけですが、今後、条例骨子案の基本計画の作成のための参考にもなると思うんですけども、ただ今説明受けましたこの実施状況と評価について質問あるいはご意見をお願いしたいと思います。

【岡田委員】

資料お送りいただきまして、ありがとうございました。

拝見させていただきまして、2ページの冒頭のアの環境保全型農業ステップアップ事業で、達成度が41%ということなんですが、大変熱心に取り組まれて、どういう原因で達成度がこのくらいであるのかということを知りたいと思いますと同時に、問題点及び改善方針のところ为空欄になっておりますけど、その辺も、もしお分かりでしたら、教えていただけたらありがたいなと思います。

【楠原座長】

事務局の方、お願いします。

【事務局 農林水産部農産園芸課 渡辺部参事】

農産園芸課でございます。2ページ環境保全型農業ステップアップ事業に係る評価でございます。16年度目標のところに数字が載っていますが、これは17年度目標ということで、15,300ヘクタールを考えてございます。

ということで、目標の大義は、1年先の目標に比べてということで、まず1つ見ていただきたいと思います。もともとここには載っておりませんが、環境保全型農業の22年目標というのは、45,900ヘクタールを設定し、今進めております。

そうした中で物差しに当たっております、特別栽培農産物等の面積と申しますのは、肥料それから農薬ともに3割以上、慣行（栽培）に比べて減らした栽培方法をそのように呼んでおりまして、それぞれ市町村報告に基づいて、どこまでいってますか？ということで、見ているものであります。16年度実績が左から3つ目のところに載っておりますけども、6,259ヘクタールということでございます。

なお、右端、問題点の関係でございますが、やはり生産者の皆さんからこうした環境保全型農業の取組の理解促進を図ることが大きな課題だとしております。一方で、こうしたものを取り組んでいくに当たって、色々な技術を組み立てていくことも必要だと思います。

が、ともあれこうした取組を進めていくためには、消費者の皆さん、それから生産者の皆さんから環境保全型農業に対する意識を高めていただくことが、何よりも重要だというふうに考えております。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

【石塚（美）委員】

今の関連でちょっと確認っていうか、根拠っていいですかね、この15,300ヘクタールっていう数値は、どこから出してきたのか。概ね10%程度なのかなっていう感じはしますけども、それと将来目標の45,900ヘクタールの考え方っていうのは、どこから来ておられるのかっていうことを確認したいのがまず一点です。

それから、16年度実績で前回も申し上げたと思うんですけども、県全体で、しかも、30%削減の特別栽培のトータルで6,259ヘクタールってことは、実はうちの農協はちっぽけな農協なんですけど、うちだけで実は600ヘクタール近くあるんですよ。うちでは50%じゃなくて肥料9割...99%削減のトータルで600あるんで、ちょっと数字が...だとしたら余所はほとんどないのかなと気になったもんですから、この数字で間違いはないかどうか、僕自身ちょっと不思議でなんないんですが、確認したいです。

要するに意識っていうか、県のこの方向性なんかもう少しやっぱり踏み込んでいかないと進まないのかなというふうに、思うんですが、いかがでしょうか。で、問題点・改善点がさっき言われた程度では僕はちょっと...と思うもんですからね。

【事務局 農林水産部農産園芸課 渡辺部参事】

まず最初に、目標の設定の数字でございますけれども、22年に45,900ヘクタールを設定したのは、私ども新潟県の耕地面積17万ヘクタールをとらえて、約3割という目標で、45,900ヘクタールを設定をいたしました。細かい積算は別にしまして...で、そのうちですね、22年に45,900ヘクタールでございますので、17年目標設定というのは、その3分の1という設定で15,300という数字をですね、設定をしたものでございます。

それから、現在6,259ヘクタール程度の面積があるということでございますが、これはあくまでも市町村等から報告をいただいている内容でございますので、もう少し具体的に説明を申し上げますと、6,259ヘクタールの内訳としまして、いわゆるそのJAS有機というのが、おおむね300でございます。それから、肥料と農薬ともに慣行に比べて5割以上減らしているいわゆる県認証制度、これが約1,060ぐらい、残り約4,900、これが3割減の特別栽培ということで、JAささかみさんの取組は承知をいたしております。その中で、JAささかみさんのウェイトが非常に高いということになるわけですが、お話しをしまして、なかなか生産者の皆さんの理解促進が得られていないというのが現実のところでございますので、委員ご発言のとおり相当のスピード感を持って取り組んでいきませんとこの目標達成が難しいのかなということで、それぞれ関係課とも連携を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。この他に何か。はい、どうぞ。

【渡辺（春）委員】

評価が数字になって分かり易くなって良いことだなあと思ったんですけども、4ページのところに監視実績が載っております。これは県の合計の数字なんだと思うんですが、事情が分かりましたら教えていただきたいと思うんですが、達成率のところですね、39%から335%までの数字が見られるんですが、この辺りの事情として何があったんだろうという気がしますけども、もしお分かりになりましたらお願いしたいと思います。

【楠原座長】

お願いいたします。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

生活衛生課の山下と申します。

この監視数・達成率の部分で、おっしゃるとおり、40%近いものから300%強のものまでであるというご指摘でございますが、それぞれ、これは施設数に非常に大きく関係する部分がございます。

特に、一例申し上げますと、Aのエという部分にある「総合衛生管理製造過程承認施設」が335%で、これは実は県が所管する国承認のHACCP承認施設で、20施設しかございません。そうしますと、20施設しかございませんので、これを監視する担当官が他の施設に比べて数回行っただけで、これくらいの数になってしまうというふうなことでございます。

その他に、監視率が少し低くなっているのは、それに比べて施設数が圧倒的に多く、なおかつその施設を監視するのに非常に時間がかかります。1施設当たり、色々な施設の中の危害要因の分析とかの難しい部分がございます。また、施設が広いというふうな条件がございます。ですから、そういう部分につきましては、どうしてもちょっと監視率が低くなってしまったというような事情がございます。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。

【渡辺（春）委員】

そうしますと、例えば、今の335%という部分の監視数等を、他のところに回すということはできないんですかね。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

はい。この335%という監視率につきまして、実はこれを担当する体制が県内各5箇所がございます。「食品安全広域監視班」というものなんですが、そちらが担当しております。それで、これにつきまして、実は国の方で3年に1回の登録の切り替え制度がござ

います。なおかつ、国による年に1回等の査察などもございます。そうしますと、そういう部分につきましてもやはり県で同行または事前的な指導というふうな部分が加わります。で、そうしますと、規定では3回でよろしいですよ、ということなのですが、その部分を合わせますとですね、どうしてもちょっと監視回数が多くなってしまふ、多くならざるを得ないというふうなことでございます。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。よろしゅうございますか。他にどなたか？

【高樫委員】

同じ4ページなんですけど、今のページの表のランクCのところ、（行政処分を除く）違反施設が65件となっておりますが、ここはその基本監視回数が1回以上となっておりますけども、全体に比べて非常に多いと感じましたので、その辺はどういうふうにお考えでしょうか、県の方としては。例えば、監視回数を少し増やすとか、営業停止も7件ありますし。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

まず営業停止の7件でございますが、これは食中毒等がこれらの施設から発生いたしまして、県が行政処分をした数というふうにご理解いただきたいと思います。

それから、年1回の監視をするというふうになっておりますが、ここのCランクの施設が非常に圧倒的に多ございます。それに加え、県の監視員の1人当たりの監視数も割り出しておるんですが、現行でその監視員の数をフル稼働させておるような状況でございます。

実は、まずそういう食中毒の可能性が非常に高いような施設だということ、よって、不良食品やその取扱いの部分で不備があったりということで2回3回と行かなければならないような施設が多い。それで、始末書とかもしくは口頭注意とか、色々な注意が出ているという訳です。

それと監視数の件につきましては、昨年度地震が中越大震災等ございまして、急遽、秋以降、被災した地域に関しては、通常の監視が不可能な状態になったというふうなことなんです。その辺が大きく数字に響いているかと思えます。

以上でございます。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。他にどなたか？

【高樫委員】

今のところでちょっと気になりましたのは、先ほどちょっと言いそびれましたけど、集団給食施設ってのが入っているんですけども、ちょっとここの辺りは気になったもんですから、これはどういう施設でしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

はい。一般的には、そのこのところに書いてございます大量調理施設という分類に該当いたします。1回で300食以上とか、1日750食以上提供するような施設でございます。概ね、これは学校給食施設がほぼメインでございます。その他これ以上の食数を提供しているような色々な施設がございます。老人介護施設だとか、あと色々な所がございますが、そのような所が全て入っております。

【楠原座長】

よろしいでしょうか。はいどうぞ。

【星野委員】

以前にも若干質問させていただいたことがあるんですが、この施設の立ち入りなり、また、その施設に関わる製造という部分で、今もお盆で帰省しておられる方が非常に多いです。その際、道の駅とかですね、そういった所で販売されておられる商品並びに施設ですが、これらは場合によりますと、1日2日で本当に移動の距離が広範囲に及ぶということでは、万が一事故が起きた時には、県内ないしは一地域の範囲にとどまらず、非常に広範囲にそういった被害が広がる可能性を持っているわけですけども、そういった施設に対する立ち入りってのは平成16年度はなかったのかどうか。

それから、以前も質問させていただきましたが、農家の方を中心とした総菜類・漬物類、こういったものが非常に我々が想像する以上にそういう施設から大量に広域のお客様に流れているという実態から見た場合、広域性ということも含めて考えた時に何らかの対応が必要なのではないかというふうな思いがあるわけなんです。その辺の実態はいかがでございますでしょうか。

【楠原座長】

はい、よろしく申し上げます。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

今おっしゃったような施設につきましては、その表のですね、ランクBまたはランクCという、このランクのところにはほぼ位置付けされてございます。施設の数字見ますと、立ち入りの状況はご覧のとおりでございます。個々の施設にどういうふうに立ち入りしたのかという内容は、各保健所の担当の方で監視記録を持っておりますので、そちらの方ですべて判別できるようになっております。

以上です。

【石塚（誠）委員】

ちょっと質問させていただきたいんですが、6ページの残留農薬の件で質問させていただきたいんですが、1番は皆さんのご苦労分かるんですが、最近は一頃から見ますと中国野菜の残留農薬問題の報道が以前よりは少なくなっておりますが、4番に私ちょっと気になるんですが、漬物の項目の中に残留農薬っていう項目がないんです。加工品になってし

まうとどうなのかなあという、チェック機能がないのかなあ、そんなことが不安になるわけですが…。と言いますのは、量販店のコーナーに行って、かなりの漬物を見ますと、中国野菜・タイ等々、かなりの海外からの輸入の野菜が入ってきておりますが、加工されたものについてのチェック機能はどのようになっているのでしょうか。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山内技師】

中国産を始めとする外国産の野菜については、残留農薬の検査を実施しております。それに加えまして、茹でて冷凍したような一次加工したホウレン草、中国産のものとかですね、あと塩漬けしたような野菜、こういったものについても、併せて外国産の一次加工の野菜については、残留農薬の検査を実施しております。それらを含めて1番の農産物の残留農薬という中に数字として含まれております。

【石塚（誠）委員】

私がお聞きしたいのは、漬物はどうなんでしょう。らっきょうとか、味噌漬け辺りに関しても大根とか全部中国産と書いてあるんですが、その辺はどうなんでしょう。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山内技師】

中国産の最終製品のパックされた漬物という、お客さんが買う状態の漬物になった段階では、おっしゃられるとおり残留農薬の検査というのは、現在やっておりません。生鮮野菜かもしくは簡易に冷凍したり塩漬けしたりした段階での野菜の検査をしておりますけども、最終製品になったものについては今のところ実施しておりません。

【楠原座長】

よろしいですか？ はい、ではどうぞ。

【石塚（美）委員】

私は以前にも輸入品のチェック機能については申し上げた記憶があるんですけども、責任自体は僕はむしろ国のレベルでもっときちっとやるべきだろうと思っております。

この検査した所っていうのは、県の出先機関で検査したって意味なんですか。それとも、関税っていうか、外国から輸入品が来た場合での輸入食品の数っていうのはありますけど、これは国がやった内容なのか県独自でやった内容なのか、まず一点お聞きしたいです。

それと、今日の農業新聞にもカロリーベースで40%と載っていて、ずーっとこの間続いておりますよね。それで、日本の中でいくら我々農家が、安心安全・チェック機能・トレーサビリティをやっても、もう6割が外国産のレベルなんでね。

そこで、私が前回申し上げたように、確か新潟県の関税の中でのチェック機能を担当されている方は一昨年のレベルで2人しかいなかったと、私は記憶しているんですね。その後どういうふうに改善されたか分かりませんが、この辺はやっぱり、県の対応っていうよりもむしろ国の対応だと思うんですけども、きちっとしていかないと、もう安さ安さで国内の消費者もやっぱりどうしても安さの方に目を向けて、商社もそこにどんどんどんどん走っちゃう。それで、いくら条例が安心というところで作っても、ここら辺が何か空

回りしている気がして僕は仕方がないんですけども、いかがなものでしょうね。
どこでやったのかだけは教えてください。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

これらの検査はですね、各県におきます保健所の検査課、並びに保健環境科学研究所、これらの施設で進めてやっています。

それから、言い訳ではないんですが、原則論といたしまして、輸入食品等のチェックにつきまして、これは輸入港もしくはそういう基地を持ちます国の検疫所が、一義的に全ての検査を実施しております。

なお、その辺で全て漏れがないかといいますと、中にはすべての物を検査するわけではないので、入ってきた部分につきまして、県の方でできる限り流通している輸入食品については、モニタリング検査という形で補填をするようなことで検査をいたしております。

なお、国からの検査情報につきましては、リアルタイムで私ども県の方に入ってきてございますので、すぐに日本全国の県すべてでリアルタイムで対応できるような形になっております。

【星野委員】

単純な質問なんですけども、新潟県で実施する検査について、その検査に当たる方々の人員の数とか、持っている機器とか検査する道具だとか、専門じゃないんで分からないんですが、そのレベルというのは47都道府県の中でどの程度に位置付けられるものなのか。それともある程度地盤ができる機器ないしは人員、そういったものなのか、単純に検査という形が言われていますけども、その辺、もし差し支えなければお聞かせをいただければと思います。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

検査数につきましては、これは全国真ん中よりも上のレベルというふうなことでございます。それでこの検査が、現在の陣容で、すべて実行されているというふうなことでございます。

なお、検査につきましてすべて国が定めている公定法に則っておりますので、その検査ができるような設備・機械等はそろっております。なお、人材の優秀性ということでございますが、保健環境科学研究所等におきましては、その道その道のドクターの称号をお持ちのようなエキスパートがすべておられまして、中には全国のトップレベルの学識を持っておられるという方も間違いなくおられることは確かでございます。

以上です。

【星野委員】

それを聞いて安心しております。

【楠原座長】

はい、他にどなたか？

【鶴田委員】

例えばエコファーマーの生産から消費までの食品安全対策ということで、県が未達成とか色々今報告が出た訳ですけど、私のような消費者からすると未達成に対しては、どう推進していったら達成していくのかなというふうに思いました。

環境保全型農業を推進しました。じゃ推進していくのは、農業者な訳ですよ。県は推進をお願いするという、県が農業をしている訳ではないので、推進をして欲しいという要望をしていくのだからなあと思ったんです。じゃあ要望していく時に「見返り」というものではないですが、推進したくなるような「何か」があって、だから推進して欲しいというふうをお願いしているのかなって素朴な疑問として私はありました。

だから、すべてに渡って、例えばHACCPを取ったらメリットがあるんだよっていうことを、もっと業者に言うなりもっとPRするなり、何かの手段がなければ…。業者も例えばHACCPを取るためには、衛生管理だとか工場の中の安全だとか、色々な設備を整えていかなければいけないんだと思うんですが、整えるには経費が必要で、経費をかけてまでやって、その経費に対する消費者にアピールをするものとか何かがないことには、やはり業者というのは動かないんじゃないかなと単純に思った訳です。

そういうところでもう少しその飴と鞭ではないんですが、こういうことをしてくれたらこういうふうなPRがあるというふうな、その辺りが何もなくて、ただ要望しているだけなので、何か上手に推進していく方法を本当に考えていただいて、推進していただきたいというのが、私の要望です。

【楠原座長】

はい、HACCPでこうやっているのは私は評価しているんですけども、3ページですけどね、クリーンポークの問題なんですけども、これは非常に上手く行っていると思うんですけども、これにつきまして畜産課の鶴巻課長さんからお願いします。

【事務局 農林水産部畜産課 鶴巻部参事】

畜産課の鶴巻でございます。

3ページの下の方に書いてあります。先ほど、誘導策として何かメリットがあるようにしないと上手くいかないんじゃないんですか、というようなお尋ねかと思うんですが、私も畜産の分野では3ページの下の方に書いてあります、クリーンポーク認定事業というのをやっております。

本来きちっとやるのが当たり前の時代に入ってきたんだとは思いますが、何らかの誘導策がいるということで、例えばこの認定を受けると、それを表示に使うことで差別化をしていったり、店舗に並んでいるお肉にも認定農場で生産したものだということのようなことを事業者がつけるとか、あるいは、学校給食にぜひ使っていただきたいとか、そんなことで認定するという効果を生産者自らが活かすというような形で、この事業は成り立っております。

今後とも、直接的には何か県がメリットにつながるような（ものを業者にもたらず）ということにはならないかと思うんですけども、認定するという行為を通して広めていくことを、生産者はそれをもってメリットと見なせるというようなことで進めて参っております。

すし、今後、畜産についてはそんな形でやらしていただこうかと思っております。

【石塚（美）委員】

ちょうど鶴田委員さんの方から私が常々思っていることを消費者の立場から逆に言っていたのが非常に私嬉しく思うんですけども、常々僕もですね、お金があるからそっちの方に行くんだよという考え方は、僕は基本的にはだめだと思っています。ただし、やっぱり誘導策として何らかの「呼び水」がなければ、さっき言った環境保全の面積にしる何にしる進まないというのも事実だと思うんですね。

例えばJAS法が制定されて5年経過しましたが、僕自身も10年前から無農薬・無化学肥料でやっている人間なんですけども、有機農産物というのはですね、国全体のレベルで言うと日本の国産は大体3割なんですよね。7割が外国産なんです。これは何かと言うと、どうしても価格が高つくから、消費者から目を向けてもらえないということもありますし、チェックする認定機関もですね、国内ではもう拡大が望めないから、外国産の所にチェックっていうか認証を求めているという実態があるんです。そんなことで言うと、これはまさにJAS法が制定されたはいいけども、空回りしている実態があるということの一つなんです。このままいけば、どんどんどんどん外国産のウエイトが高まるだろうというふうに思います。

言いたいのは、さっきちらっと滋賀県の例を申し上げたんですけども、条例作るのは良いんですけども、そこからどういうふうな形で進むかだと思うんですね。たまたま僕はこの7月の30日・31日に大阪の方のNHKにシンポジウムに呼ばれてまして、そこで滋賀県の環境支払いの問題が出たんですね。やっぱりすごいなと思っているんですよ。新潟県というのは農産物の本拠地ですので、金があるから農家もそこに向かうというのは僕も基本的には好きではないんですけども、それぐらいの誘導策をしないと今の世の中はどんどんどんどん効率化を求めて大農経営の方に一極集中します。大農経営の方に一極集中すると、どういう現象が起こるかと言うと、新潟みたいにあぜ道に真っ赤かみみたいになるほど除草剤かけている所ないんですよ。よそ行くとほとんどないんですけども、それがどんどんどんどん拍車がかかっていくというのが、僕は次の形になると思うんです。そういうふうな形になったら、米はブランドになっていますけども、実際は中身的には僕はもう意識的にはすごくまだ劣っているなと思うもんですからね。だから滋賀県みたいに条例を作って環境支払いまで動いている県すらあるわけですから、やっぱり次のステップっていうのは、僕はそこに期待するところがあると思いますので、ぜひ一緒に考えていければなあと思います。

余談になりますけども、たまたまNHKの1,200人規模のシンポジウムで、僕発表したんですけども、その内容がこの13日、明後日の夜11時半から、NHKの12チャンネルで出ますので、もし興味のある方は見てください。

世の中動いているんですけども、やっぱり行政ベースでやるとなかなか前へ進まないというのがありますが、これからはゆっくりやったんではもう遅いんじゃないかなというふうな気がするもんですから...回答はよろしいですので、意見だけ申し上げたいと思います。

【楠原座長】

はい、ありがとうございました。

予定の時間もそろっと過ぎたんですけども、このアクションプランと実施状況の評価につきましてこれだけは言うておこうという、あるいは意見でも質問でもよろしいんですけども、ございますでしょうか。

確かに、新潟県における食品安全基本方針ができて、それに基づきましてこのアクションプランができて、それについて色々な取組をしていただいているわけですけども、けっこう私も読まさせていただいたんですが、よくまあ一つの方針に基づいてこれだけの評価をしていただいたなというふうに、ちょっと感心いたしております。これからもぜひ続けていっていただきたいと思ひますし、今度の条例案の基本計画にも関係してくるだろうというふうに思っております。

もう一つこれは何らかの形で公表されると思うんですけども、これはホームページか何かで公表されるのでしょうか。このアクションプランの評価ですけども。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

はい。「にいがた食の安全インフォメーション」というホームページを立ち上げておりますけども、そちらにそっくりオープンにいたします。

【楠原座長】

はい、どうもありがとうございました。

熱心に意見交換をしていただきました。一応予定の時間を過ぎてしまったわけですけども、この場で閉じさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

熱心な意見交換、本当にありがとうございました。

最後に改めて条例制定のスケジュール等を事務局の方からご説明申し上げます。

【事務局 福祉保健部生活衛生課食品衛生係 山下副参事】

はい。先ほど座長の楠原先生の方からも、お話しがあったとおりでございます。現在8月9日、一昨日の火曜日から、8月30日までの間、パブリックコメントを実施してございます。なお、この骨子案の入手方法につきましては、県庁のホームページ、それから県庁行政情報センターほか、各地域の出先機関の窓口等に置いてございますので、ご利用いただきたいと思ひます。なお、また、お申し出いただければ、郵送も対応いたしますので、よろしくお願ひいたします。意見の提出先等でございますが、福祉保健部生活衛生課食品衛生係までよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、今後、この骨子案について、皆様方からご意見をいただいた上で、とりまとめができましたら、9月県議会に条例案として提出したいというふうに思っております。

以上です。

【事務局 福祉保健部生活衛生課長補佐 関川参事】

以上で、本日の内容はすべて終了いたしました。最後に、福祉保健部の丸山部長より、御礼を含めまして閉会のご挨拶をいただきます。

【福祉保健部長 丸山部長 あいさつ】

本日は長時間にわたりまして、ご議論いただきまして本当にありがとうございました。また、貴重なご意見も頂戴いたしまして、条例策定に向けて参考にさせていただきたいと思っております。

出ましたご意見の中では、特に私どもは条例という体裁を取る関係上、どうしても堅くならざるを得ないといいますが、堅くなる部分があるということで、そういったご指摘もいただきました。できるだけ分かり易さを旨として直せるところは直しながら、また条例だけではなくて、実際にもどういうふうな形でアピールしていくかという話になるのかと思っておりますので、それについては随分工夫をして参りたいと思っております。

それから、最初に私が冒頭で申し上げましたように、名は体を表すということで条例のネーミングの話でありますけども、また貴重なご意見もいただきましたので、そういったものを参考にしながらやっていきたいというふうに思っております。

それから食育についてもご意見をいただきました。ちょうど食育基本法もできたということもありまして、それも受けてこの条例の中での規定、そして、実際の取組をやっていきたいというふうに思っております。

過日、私どもの食肉衛生検査センターがございまして、長岡の方に視察に行って参りまして、実際に食の安全安心がどういうふうにやられているのか、現場をつぶさに視察して参りました。私ども、やはり食物連鎖の頂点に立つ人間として、食に対して厳粛になるべきだというような思いを抱きながら、そして、安全・安心がどういう形で守られているか、それが今回の条例の中でどんなふうに反映されているか、その辺は非常に大事なことだなあという思いを強くしながら帰って参りました。

今日のご議論を色々承りまして、より良い中身になるように、そして、作った暁には、作るだけではダメだというご意見は当然でございまして、どう魂を入れて実行あらしめるかが課題だと思っておりますので、また今後とも色々なご支援・ご指導いただきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。